

宍道湖流域下水道発生汚泥処理要領

第 1 目的

この要領は、宍道湖流域下水道発生汚泥検討委員会設置要綱第 2 条に基づき宍道湖流域下水道発生汚泥処理検討委員会（以下「委員会」という。）からの提言又は助言を受けて宍道湖流域下水道から発生する汚泥の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 汚泥の処理方針に関すること

- (1) 外部委託により処理する
- (2) 循環型社会を推進するため、汚泥を資源として有効活用する
- (3) 安定的に処理できるようリスク分散を図る
- (4) 最終処分までの一連の工程における適正処理の確保に努める
- (5) 経費の抑制を図る
- (6) 新規受託業者の参入を推進する

第 3 新規参入の推進に関すること

- (1) 宍道湖流域下水道発生汚泥製品化実地試験について
 - ① 汚泥の様々な処理手法を検討し、多面的な有効利用の実現性を確認するために参加者を公募するものとする。
 - ② 試験内容は、製品化の可否を確認するために必要な試験とする。
 - ③ 提供する汚泥量は、試験に必要な最小限度の量とし、通常の処理業務に影響のない範囲とする。
 - ④ 試験期間は、製品化に必要な期間とし、原則 3 カ月以内とする。
 - ⑤ 実地試験に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 宍道湖流域下水道発生汚泥処理業務モデル事業について
 - ① モデル事業は、将来、汚泥処理業務の受託を希望する者で実地試験の結果により県が適当と認めた者を選定し、業務委託する。
 - ② 業務委託については、汚泥処理技術の安定性、継続性等を確認するものとする。
 - ③ 委託期間は 6 カ月以内とする。

第4 汚泥の処理方法に関すること

- (1) 原則、一般競争入札による外部委託とする。
- (2) 処理手法は、実績のあるセメント原料化、肥料原料化、炭化製品化及び第3の(2)に掲げるモデル事業等により安定性、継続性が確認された汚泥処理技術とする。
- (3) 発注は東部西部別々とし、数量の目安は、原則10t単位とする。
ただし、それぞれの配分は、平成30年度予算分については別表1のとおりとし、平成31年度以降の予算分については別表2のとおりとする。
- (4) モデル事業は別枠として数量配分するが、配分量は原則10t以内とし、上記(3)の配分と調整のうえモデル事業の検証に必要な量とする。
- (5) 入札参加資格確認資料として、次のものを求めることとする。
 - ・ 県が適当と認める汚泥処理実績
 - ・ 販売計画書
 - ・ 製品規格書

第5 宍道湖流域下水道発生汚泥処理要領（以下「要領」という。）の改正に関すること

本要領第2に掲げる汚泥の処理方針を改正しようとする場合には、委員会から提言を受け、その他の場合には必要に応じて助言を受けるものとする。

附則

この要領は平成25年5月10日から施行する。

附則

この要領は平成25年11月15日から施行する。

附則

この要領は平成26年11月19日から施行する。

附則

この要領は平成27年9月30日から施行する。

附則

この要領は平成30年9月28日から施行する。

(別表 1)

処理場	調達方法	処理手法	処理量(1 日当)
東部	一般競争入札	セメント原料化 又は炭化製品化	1 0 t
		セメント原料化又は 肥料原料化又は炭化製品化	1 0 t
			1 0 t
		肥料原料化	1 0 t
西部	一般競争入札	セメント原料化	1 0 t
		肥料原料化	1 0 t

(*)モデル事業に要する処理量は、東部 10t 以内、西部 5t 以内とする。

(別表 2)

処理場	調達方法	処理手法	処理量(1 日当)
東部	一般競争入札	セメント原料化 又は炭化製品化	1 0 t
		セメント原料化又は 肥料原料化又は炭化製品化	1 0 t
			1 0 t
		肥料原料化	1 0 t
西部	一般競争入札	セメント原料化 又は炭化製品化	1 0 t
		肥料原料化	1 0 t

(*)モデル事業に要する処理量は、東部 10t 以内、西部 5t 以内とする。